## 法第２５条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認申請書

【様式１の１】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

年　　月　　日

　主務大臣　名　殿

住　　　　所

名　　　　称

代表者の氏名

承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第２５条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

１　対象事業者の住所及び名称

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者の住所及び名称 | （住所）  （名称） |

※　対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

２　当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日

|  |
| --- |
| （変更承認日：　　　　　　　　　　　　　　） |

※　地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

３　承認地域経済牽引事業の名称

|  |
| --- |
|  |

４　承認地域経済牽引事業の実施場所

|  |
| --- |
|  |

５　承認地域経済牽引事業の概要

|  |
| --- |
|  |

※　製品や役務の概要等を３０行以内で簡潔に記載すること。図表を用いることは可。

６　承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率（以下のいずれかを記載すること）

|  |  |
| --- | --- |
| 投資年度以降の５事業年度の労働生産性の伸び率の平均値　×１００ | （％） |
| 投資年度の翌事業年度以降の５事業年度の投資収益率の平均値　×１００ | （％） |

※　投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※　労働生産性の伸び率を記載した場合は、その算定根拠を別紙１－１に記入して提出し、投資収益率を記載した場合は、その算定根拠を別紙１－２に記入して提出すること。

７　承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

|  |  |
| --- | --- |
| 計画承認日から５年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率　×１００ | （％） |
| 過去５事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率　×１００ | （％） |

※　市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

８　減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名（）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 資産の内容 | 数量 | 予定単価 | 取得予定  価額 | 取得予定  時期 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※　「種類」には、法人税法施行令第１３条各号に規定する資産の種類を記入すること。

※　複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

９　対象事業者が取得する予定の減価償却資産

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業者名 | |  |
| 前事業年度の減価償却費 | | |
|  | 対象事業者が連結会社以外の場合 | （円） |
| 対象事業者が連結会社の場合 | （円） |
| 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額 | | （円） |

※　減価償却費の根拠となる財務諸表等又は連結財務諸表等を添付すること。

※　対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

１０　旧計画がある場合に係る事項（該当する場合のみ記載すること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 旧計画の名称 |  |
| 旧計画の実施期間 |  |
| 旧計画における投資年度以降の５事業年度の労働生産性の伸び率の平均値　×１００ | （％） |
| 旧計画における投資年度の翌事業年度以降の５事業年度の投資収益率の平均値　×１００ | （％） |

※　旧計画は、「本確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、本確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（本確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第２５条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。）」とする。

※　投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※　労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙１－１及び別紙１－２に記入して提出すること。

※　上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、５事業年度に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。

【様式１の２】

法第２５条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認を受ける対象事業者のうち、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が平成３１年４月１日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するもの（以下上乗せ要件Ａ）、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和５年４月１日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するもの（以下上乗せ要件Ｂ）、または、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和６年９月２日以後であるものであって、対象事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすもの（以下上乗せ要件Ｃという。）に該当するものとして確認を受ける場合には、本様式を記載し必要書類とともに提出すること。

* 以下の１～４のうち、上乗せ要件ＡまたはＢとして確認申請を行う場合は、１及び２を記載すること。
* また、上乗せ要件Ｃに該当するものとして確認申請を行う場合は、１～４全てを記載すること。
* なお、対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

必須記載事項整理表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **要件** | **１** | | | | | **２** | **３** | | **４** |
|  | **（１）** | **（２）** | **（３）** | **（４）** | **（５）** |  | **（１）** | **（２）** |  |
| **A** | **どちらか一方** | | **○** | **○** | **○** | **○** | **－** | **－** | **－** |
| **B** | **どちらか一方** | | **○** | **○** | **○** | **○** | **－** | **－** | **－** |
| **C** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** | **○** |

１　付加価値増加率等に関する基準

上乗せ要件Ａ又はＢによる確認申請を行う場合は、（１）又は（２）のいずれか、及び（３）～（５）を記載すること。また、上乗せ要件Ｃによる確認申請を行う場合は、（１）～（５）の全てを記載すること。

（１）対象事業者の付加価値額増加率

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者名 |  |
| 対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・Ａ | （円） |
| 対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・Ｂ | （円） |
| 付加価値額増加率・・・（Ａ―Ｂ）／Ｂ×１００ | （％） |

※　付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

（２）対象事業者の平均付加価値額および承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額

（当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和５年４月１日以後である場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者名 |  |
| 対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・Ａ | （円） |
| 対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・Ｂ | （円） |
| 平均付加価値額・・・（Ａ＋Ｂ）／２ | （円） |
| 承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額 | （円） |

※　付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

※　承認地域経済牽引事業計画に記載されている付加価値創出額を記載すること。

（３）常時使用する従業員数（前事業年度末時点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 常時使用する従業員数 | 人 | |
| （上乗せ要件Ｃを利用する場合のみ）  産業競争力強化法第2条第23項に規定する中小企業者、みなし大企業でないことについて、右記チェック欄にチェックを入れること。 | | □ |

※　常時使用する従業員（以下、「常用従業者」という。）は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、該当しない。

※　（中小企業基本法上の中小企業者である場合のみ）申請に当たってはその根拠資料を示すこと。根拠資料は、直近の確定申告書類(法人事業概況説明書)、給与所得の源泉徴収票、雇用保険の適用事業所台帳のほか、従業員名簿等の事業者が作成する任意の書類等が想定される。

※　（上乗せＣ類型を利用する場合のみ）みなし大企業でない場合は、株主リスト、株主名簿等の株主の一覧表（各株主の出資比率がわかる書類）を根拠資料として提出すること。

※　中小企業基本法上の中小企業者については、下記中小企業庁ＨＰで確認することができる。<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※　産業競争力強化法上の中小企業者については、下記経済産業省ＨＰで確認することができる。<https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html>

（４）資本金（前事業年度末時点）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円単位）

|  |
| --- |
| 千円 |

※　上記資本金額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

（５）業種（日本標準産業分類細分類（４桁）にて記載）（※牽引事業者の業種）

|  |  |
| --- | --- |
| 分類番号（４桁） |  |
| 業種名 |  |

日本標準産業分類に掲げる細分類項目と番号（４桁）を記載すること。

別業種に属する複数の事業を持つ場合は当該事業者の「主たる事業」に該当する業種を記載すること。「主たる事業」は、売上高・付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業を指す。

日本標準産業分類は、以下の総務省ＨＰで確認することができる。

[http://www.soumu.go.jp/toukei\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\_03000](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)

[023.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)

２　承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率及び投資収益率

|  |  |
| --- | --- |
| 投資年度以降の５事業年度の労働生産性の伸び率の平均値　×１００ | （％） |
| 投資年度の翌事業年度以降の５事業年度の投資収益率の平均値　×１００ | （％） |

※　投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※　労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙１－１及び別紙１－２に記入して提出すること。

３　産業競争力強化法第３４条の２第１項に規定する特定中堅企業者にかかる基準

（１）常用従業者数の伸び率及び平均給与支給総額

|  |  |
| --- | --- |
| 前事業年度の平均給与支給額 | 百万円 |
| ３事業年度前比の常用従業者数からの伸び率 | （％） |

（２）直近３事業年度いずれかの売上高成長投資額比率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①設備投資額  　（有形固定資産） | 売上高比 | （％） |
| ②無形固定資産投資額  （ソフトウェア・特許権・のれん等） | 売上高比 | （％） |
| ③研究開発の額 | 売上高比 | （％） |
| ④教育訓練費の額 | 売上高比 | （％） |

※　上記①～④のうち、業種別平均を超えるものをいずれか１つ選択し、記載すること。

４　パートナーシップ構築宣言の有無

|  |  |
| --- | --- |
| パートナーシップ構築宣言の登録日 |  |
| パートナーシップ構築宣言のＵＲＬ |  |

　※　「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リストから、「パートナーシップ構築宣言の登録日」とＵＲＬを転記すること。

　※　パートナーシップ構築宣言の宣言法人は、様式１の「１．対象事業者の住所及び名称」の「名称」に記載する法人と必ず一致させること。

【様式２】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

年　　月　　日

　主務大臣　名　殿

住　　　　所

名　　　　称

代表者の氏名

承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第２５条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

１　対象事業者の住所及び名称

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者の住所及び名称 | （住所）  （名称） |

※　対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

２　当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日

|  |
| --- |
| （変更承認日：　　　　　　　　　　　　　　） |

※　地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

３　承認地域経済牽引事業の名称

|  |
| --- |
|  |

４　承認地域経済牽引事業の実施場所

|  |
| --- |
|  |

５　承認地域経済牽引事業の概要

|  |
| --- |
|  |

※　製品や役務の概要等を３０行以内で簡潔に記載すること。図表を用いることは可。

６　承認地域経済牽引事業に係る地域における強じんな産業基盤の整備に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 承認地域経済牽引事業において製造する製品 |  | |
| 海外への生産拠点の集中の程度  （（α／（β＋α－0.9γ）×100）により計算すること。ただし、年間輸出額×0.9（0.9γ）として上記の式の分母から控除できる額は、年間輸入額（α）と同額を限度とする。） |  | （％） |
|  | α：年間輸入額  　　　　　　　　　（円） |
|  | β：年間国内生産額  　　　　　　　　　（円） |
|  | γ：年間輸出額  　　　　　　　　　（円） |
| 計画承認日から５年後までの期間を含む事業年度において見込まれる域内取引額の伸び率　×１００ | （％） | |

※　年間輸入額、年間国内生産額、年間輸出額及び域内取引額の伸び率が分かる資料を添付すること。

※　その他、以下の書類を添付すること。

・自然災害や感染症等の発生時に当該承認地域経済牽引事業を継続するための計画（事業継続計画（ＢＣＰ）等）

・当該承認地域経済牽引事業で製造される製品に係る取引先企業の事業にとって、当該承認地域経済牽引事業が重要であることを説明する書類（別紙２）

・年間輸出額（γ）がゼロを超える場合においては、当該承認地域経済牽引事業で製造する製品の仕様が国内向け仕様であることを証明する資料

７　承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

|  |  |
| --- | --- |
| 計画承認日から５年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率　×１００ | （％） |
| 過去５事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率　×１００ | （％） |

※　市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

８　減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名（）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 資産の内容 | 数量 | 予定単価 | 取得予定  価額 | 取得予定  時期 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※　「種類」には、法人税法施行令第１３条各号に規定する資産の種類を記入すること。

※　複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

９　対象事業者が取得する予定の減価償却資産

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業者名 | |  |
| 前事業年度の減価償却費 | | |
|  | 対象事業者が連結会社以外の場合 | （円） |
| 対象事業者が連結会社の場合 | （円） |
| 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額 | | （円） |

※　減価償却費の根拠となる財務諸表等又は連結財務諸表等を添付すること。

※　対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

１０　旧計画がある場合に係る事項（該当する場合のみ記載すること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 旧計画の名称 |  |
| 旧計画の実施期間 |  |
| 旧計画における投資年度以降の５事業年度の労働生産性の伸び率の平均値　×１００ | （％） |
| 旧計画における投資年度の翌事業年度以降の５事業年度の投資収益率の平均値　×１００ | （％） |

※　旧計画は、「本確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、本確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（本確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第２５条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。）」とする。

※　投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※　労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙１－１及び別紙１－２に記入して提出すること。

※　上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、５事業年度に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。

【様式３】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

年　　月　　日

　主務大臣　名　殿

住　　　　所

名　　　　称

代表者の氏名

承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第２５条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

１　対象事業者の住所及び名称

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者の住所及び名称 | （住所）  （名称） |

※　対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

２　当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日

|  |
| --- |
| （変更承認日：　　　　　　　　　　　　　　） |

※　地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

３　承認地域経済牽引事業の名称

|  |
| --- |
|  |

４　承認地域経済牽引事業の実施場所

|  |
| --- |
|  |

５　承認地域経済牽引事業の概要

|  |
| --- |
|  |

※　製品や役務の概要等を３０行以内で簡潔に記載すること。図表を用いることは可。

６　特定非常災害による被害に係る事項

|  |  |
| --- | --- |
| 特定非常災害の名称 |  |
| 特定非常災害に基因する罹災証明書又はこれに準ずる書類の交付の有無（いずれかに丸印を付すこと。） | 有　　　・　　　無 |

※　特定非常災害に起因する罹災証明書又はこれに準ずる書類の交付のある事業者については、当該書類の写しを添付すること。交付のない事業者については、別紙３を提出すること。

※　罹災証明書に準ずる書類とは、市町村が条例等に基づき発行する被災証明書等をいう。

７　承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

|  |  |
| --- | --- |
| 計画承認日から５年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率　×１００ | （％） |
| 過去５事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率　×１００ | （％） |

※　市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

８　減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名（）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 資産の内容 | 数量 | 予定単価 | 取得予定  価額 | 取得予定  時期 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※　「種類」には、法人税法施行令第１３条各号に規定する資産の種類を記入すること。

※　複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

９　対象事業者が取得する予定の減価償却資産

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業者名 | |  |
| 前事業年度の減価償却費 | | |
|  | 対象事業者が連結会社以外の場合 | （円） |
| 対象事業者が連結会社の場合 | （円） |
| 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額 | | （円） |

※　減価償却費の根拠となる財務諸表等又は連結財務諸表等を添付すること。

※　対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

１０　旧計画がある場合に係る事項（該当する場合のみ記載すること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 旧計画の名称 |  |
| 旧計画の実施期間 |  |
| 旧計画における投資年度以降の５事業年度の労働生産性の伸び率の平均値　×１００ | （％） |
| 旧計画における投資年度の翌事業年度以降の５事業年度の投資収益率の平均値　×１００ | （％） |

※　旧計画は、「本確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、本確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（本確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第２５条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。）」とする。

※　投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※　労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙１－１及び別紙１－２に記入して提出すること。

※　上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、５事業年度に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。